

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【公開番号】特開2022-181113(P2022-181113A)
 【公開日】令和4年12月7日(2022.12.7)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-225
 【出願番号】特願2021-87958(P2021-87958)
 【国際特許分類】
 A 6 3 F 7/02(2006.01)
 【FI】
 A 6 3 F 7/02 3 2 0

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年3月18日(2024.3.18)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当否抽選に用いられる当否抽選情報であって、対応する当否抽選結果の報知が完了していないものの存在が保留図柄として表示される遊技機であって、

前記保留図柄に付されるマークとして、規定順が定められており互いに異なる態様である複数種の保留用マークが設定されており、

前記保留図柄として、通常保留図柄および当該通常保留図柄よりも対応する当否抽選結果が当たりとなる蓋然性が高いことを示唆する特殊保留図柄が設けられており、

現在表示されている前記保留図柄のうち対応する当否抽選結果の報知の完了が最も遅いものが前記通常保留図柄であって当該通常保留図柄に前記規定順でN番目の前記保留用マークが付されている状態にて新たな前記通常保留図柄が表示される場合には、新たな前記通常保留図柄に前記規定順でN+1番目の前記保留用マークが付されることを特徴とする遊技機。

30

【請求項2】

前記特殊保留図柄には、複数種の前記保留用マークのいずれも付されないことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

現在表示されている前記保留図柄のうち対応する当否抽選結果の報知の完了が最も遅いものが前記特殊保留図柄であり、当否抽選結果の報知が完了する順が当該特殊保留図柄の一つ前であるものが前記通常保留図柄であって当該通常保留図柄に前記規定順でN番目の前記保留用マークが付されている状態にて新たな前記通常保留図柄が表示される場合には、新たな前記通常保留図柄に前記規定順でN+2番目の前記保留用マークが付されることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

40

50